

障がい者週間

12月3日(木)～9日(水)



障がい者週間は、障がいのある方に対する理解と関心を深め、障がいのある方が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

この「障がい者週間」に合わせ、障がい者と家族などの相談に応じる相談員(表1)と相談支援事業所(表2)を紹介します。気軽に相談してください。

ノーマライゼーションの父と言われるニルス・エリック・バンクーメケルセンの言葉があります。「ノーマライゼーションは、障がいを負った人々を「ノーマルな人」にすることを意味しているのではない。その人たちが丸ごと受け入れ、ふつつの生活条件を提供することだ。「子どもはできるだけ親と暮らせるように」「成人したら親と孤立して暮らせるように」「そ

の住まいは「ふつと」の家庭のような大ききで、町の中につくらなければならない。「寝室は大部屋ではなく個室に」「食堂は食堂でなく、少人数で」「つまり「ふつとの家」のように。

障がいのある方の自立と社会参加に対する市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

障がい者支援課
障がい者相談係

障がい3施設 合同作品展

こすもす福祉作業所、ひばり訓練所、五日市希望の家の通所者が製作した絵画や陶芸、自主作品を展示します。

日時 12月8日(火)～11日(金)
午前10時～午後4時
(11日は午後3時まで)

表1 相談員
身体障がい者相談員

氏名	住所	電話番号
村野等	洲上248-5	559-0740
中村英晴	下代継372-5	550-4452
池島しづ子	野辺379-5	558-2068
山崎光彦	伊奈1451-5	596-4431
乙訓章男	乙津618	596-1964

知的障がい者相談員

氏名	住所	電話番号
小西フミ子	二宮1097-47	559-6333
田野倉祐子	館谷17-4	596-2791

表2 相談支援事業所

事業所名	住所	電話番号
障がい者地域自立生活支援センターあすく	二宮670 (秋川健康会館1階)	532-1793
生活支援センター フレ	二宮670 (秋川健康会館2階)	559-0368

場所 市役所1階コミュニティホール
問合せ こすもす福祉作業所(平沢175-4、558-2566)、ひばり訓練所(平沢175-4、559-6714)、五日市希望の家(五日市374-5、595-2324)

家庭用有料ごみ袋減免制度 非課税調査の同意書の提出はお済みですか



平成22年度に家庭用有料ごみ袋の減免を希望される方は、住民税が非課税であることを確認する調査のために同意書の提出が必要です。

平成21年度の減免申請時

提出した方は、必要ありません。

提出が必要な方
現在減免を受けていて、同意書を提出していない方
住所変更などで、提出した同意書の内容に変更があった方
次の減免項目に該当する方のうち、新規の方
減免項目 平成21年度の住民税が非課税の世帯で、次に該当する方
65歳以上のみの世帯
身体障害者福祉法により1級か2級の身体障害者

手帳の交付を受けている方がいる世帯
東京都愛の手帳交付要綱で1度か2度の愛の手帳の交付を受けている方がいる世帯
精神保健、精神障害者福祉に関する法律で1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
提出方法 12月25日(金)までに、はんこをお持ちください。

小型焼却炉などでごみを燃やさないでください

ごみの焼却は、東京都の条例などにより原則として禁止されています。ごみの処分は、野焼きや焼却炉によらない方法で適正な処理をお願いします。

焼却行為の例外として、次のようなものがあります。



どんど焼など(伝統的行事、風俗慣習上の行事に伴うもの)
キャンプファイヤーなど(学校行事、社会教育活動上必要なもの)
災害時の応急対策、農業や林業などを営む上で行わざるを得ないもの(病虫害防除、肥料作り、土壌改良など)、一過性の軽微なたき火など
例外となる焼却行為であっても、周辺環境に最大の配慮を行わなければならないと認められ、近所の理解を得るなど苦情が発生しないよう十分に注意してください。

問合せ 環境課 環境・緑化係

年金受給者が亡くなったときは年金の手続きが必要ですが

年金は、亡くなられた月の分まで受け取れます。年金受給者が亡くなったときは「未支給年金・保険給付請求書」の届出が必要です(請求できる方は、年金受給者の死亡当時、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)。

届出が遅れると年金がそのまま支払われ、後日、遺族の方から返金していただくことがありますので、ご注意ください。

問合せ 青梅社会保険事務所年金

給付課: 0428-303410(代表)
ねんきんダイヤル: 0570-051165
(IP電話: PHS 03-6700-1165)

新小・中学生に 入学通知書を送ります



平成22年4月から小学校に入学する子どもがいる家庭に、12月中旬ごろ、「入学通知書」を送付します。

次に該当する方は連絡してください
入学通知書が届かない方
入学通知書を受け取った後、転居が転出した方
平成22年3月末までに転居が転出する予定の方
国立か私立の小・中学校、都立中高一貫校などに入学する方(入学決定後、入学校の入学許可書と、はんこをお持ちの上、届けてください)
外国人の方で入学を希望する方(就学願を提出している方は不要)
入学通知書に記載された指定学校を変更したい方は、問い合わせてください(事前調査票を提出している方を除く)。

問合せ 指導・学務課 務係

旧秋川高校周辺地区土地利用の方針

「旧秋川高校周辺地区土地利用の方針」は、東京都が秋川高校跡地の土地利用を検討するに当たり地元市の意向を問われていることから、周辺地区約77・7畝を総合的に検討するために組織した、旧秋川高校周辺地区土地利用検討委員会からの報告書をもとに、市民の皆さんの意見募集を行い、策定しました。

この方針は、地区を4地区に区分し、今後の土地利用の方向性を示したものであり、具体的な取り組みを行う際には関係地権者などと十分な話し合いを行いながら進めていきます。また、秋川高校跡地は、東京都に対し、市の意向を要望していきます。

旧秋川高校周辺地区土地利用報告書に対する意見募集の結果

10月1日から15日まで行った「旧秋川高校周辺地区土地利用計画報告書」に対する意見募集に、多数のご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

皆さんからいただいたご意見を整理し、ご意見に対する「市の考え方」を取りまとめましたので、公表します。

「旧秋川高校周辺地区土地利用の方針」と「提出された意見に対する市の考え方」は、市ホームページ、情報公開コーナー(市役所

都市計画審議会を 開催します

日時 12月18日(金) 午後2時
場所 市役所5階503会議室
付議予定案件名 秋多都市計画生産緑地地区の変更について
傍聴者数 10人以内(会議開催の30分前に傍聴希望者が10人を超えた場合は抽選)
問合せ 都市計画課 係